

安来市分別収集計画（第10期）

（令和5年度～令和9年度）



令和4年7月
安来市

目次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	3
7	分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	8

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、社会を構成するすべての市民が、社会活動と環境との関係を理解し、その連携の下に総合的な取組みを進めていくことが重要である。

そのためには、経済発展にともない大量生産、大量消費、大量廃棄をしてきた社会経済システムを見直し、社会を構成するすべての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、環境負荷の少ない循環型社会を形成していく必要がある。

安来市では、平成18年4月より、ごみの16種分別を実施しているが、今後も国の目指している持続可能な循環型社会の形成に向け、さらにごみの減量や新たな資源物の分別を視野に入れたごみ処理への取り組みが重要である。

本計画はこのような状況のなか、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、再生商品の利用促進を啓発しながら、焼却処分量及び最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、一般廃棄物の減量や再資源化及び最終処分場の延命化、そして美観、環境、衛生面の向上を資することを目的とする。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① 廃棄物の排出抑制とリサイクルを基本とした循環型地域社会の構築
- ② 低炭素社会に向けた廃棄物の収集と適正処理及び環境保全の促進
- ③ 市民・事業所・行政が一体となった排出抑制及び資源化の推進

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール製容器、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

本市から排出される容器包装廃棄物の見込み量は表－1のとおりとする。

表－1 容器包装廃棄物の排出見込み量

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	722t	710t	697t	685t	673t

《参考》 容器包装廃棄物の排出量内訳の見込み

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
スチール	3t	3t	3t	3t	3t
アルミ	18t	18t	18t	17t	17t
無色ガラス	34t	34t	33t	33t	32t
茶色ガラス	36t	35t	34t	34t	33t
その他ガラス	68t	67t	66t	65t	64t
紙パック	3t	3t	3t	3t	3t
段ボール	53t	52t	51t	50t	49t
その他の紙類	71t	69t	68t	67t	66t
ペットボトル	37t	37t	36t	35t	34t
その他プラスチック類	399t	392t	385t	378t	372t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の事業を継続して実施する。
なお、実施にあたっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に連携・協力を図る。

① 収集指定袋制度（有料化）

分別の徹底及び排出抑制を図るため、全ての収集袋を指定袋とし有料化を実施する。また、排出者責任を自覚してもらうため、分別収集指定袋には必ず自治会名・氏名を記入する。

② 教育・啓発活動

環境教育の一環として、学校や地域団体のごみ処理施設の見学会、出前講座を実施し、正しい分別の方法やごみの排出状況の認識を深めてもらい、排出抑制などの減量化に協力を仰ぐ。

一般家庭には、分別の手引き、ごみ収集カレンダー、ごみの早見表などの配布を行い、ごみの排出抑制、資源化物の分別排出、再生利用の意義や効果、ごみの適切な排出方法等の啓発活動を積極的に推進する。

③ 使い捨てプラスチックの無料配布・過剰包装の抑制

市民への買い物袋（マイバック）持参、使い捨てプラスチックの利用抑制を呼びかけるとともに、店舗等の簡易包装への協力依頼を継続して行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

本市の中間処理施設、民間の再資源化処理施設及び再商品化等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を表一2左欄のように定める。

また、市民の協力度、市が有する処理施設及び民間の施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は表一2右欄のとおりとする。

表－２ 分別収集する容器包装廃棄物の種類及び分別の区分

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶類（飲料用のみ）
主としてガラス製の容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他のガラス製容器	ビン類（飲食用のみ）
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	牛乳パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑がみ （その他の紙類）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、醤油等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック類

８ 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

（法第８条第２項第４号）

本計画における分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、表－３のとおりとする。

表－３ 特定分別基準適合物並びに主務省令で定める物の見込み量

種 類	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
主としてスチール製の容器	3t	3t	3t	3t	3t
主としてアルミ製の容器	18t	18t	18t	17t	17t
無色のガラス製の容器	34t (34t)	34t (34t)	33t (33t)	33t (33t)	32t (32t)
茶色のガラス製容器	36t (36t)	35t (35t)	34t (34t)	34t (34t)	33t (33t)
その他のガラス製容器	68t (68t)	67t (67t)	66t (66t)	65t (65t)	64t (64t)
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	3t	3t	3t	3t	3t
主として段ボール製の容器	53t	52t	51t	50t	49t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	71t (71t)	69t (69t)	68t (68t)	67t (67t)	66t (66t)
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製容器であって飲料、醤油等を充てんするためのもの	37t (37t)	37t (37t)	36t (36t)	35t (35t)	34t (34t)
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	399t (399t)	392t (392t)	385t (385t)	378t (378t)	372t (372t)

※（ ）内は独自処理見込量

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法は表―4のとおりとする。

表―4 算定方法（令和4年3月31日基準として変動率を算出）

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予測人口	36,309 人	35,770 人	35,238 人	34,714 人	34,198 人

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

（第8条第2項第5号）

分別収集は現行の収集体制を活用し、実施する者（主体）は表―5のとおりとする。

表―5 分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬	選別・保管
金 属	スチール製容器	缶類（飲料用）	委託業者による 定 期 収 集	市
	アルミ製容器			
ガ ラ ス	無色ガラス	ビン類（飲食用）	委託業者による 定 期 収 集	市
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
紙 類	飲料用紙製容器	牛乳パック	委託業者による 定 期 収 集	民間事業者
	段ボール製容器	段ボール		
	その他の紙製容器包装	その他の紙類		
プ ラ ス チ ッ ク	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による 定 期 収 集	民間事業者
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック類		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(第8条第2項第6号)

分別収集の用に供する施設内容は表－6のとおりとし、缶類（飲料用）、ビン類（飲食用）については、本市の中間処理施設で選別・保管をする。缶類は選別後プレス処理を行う。また、牛乳パック、段ボール、雑がみ（その他の紙類）、ペットボトル、プラスチック類については、民間事業者へ委託し、選別・処理・保管する。

表－6 分別収集の用に供する施設内容

分別収集する 容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集機材	中間処理施設
スチール製容器	缶類（飲料用）	分別収集指定袋 （透明ポリ袋）	パッカー車	市の中間処理施設(選別・プレス)
アルミ製容器				
無色ガラス	ビン類 （飲食用）	分別収集指定袋 （透明ポリ袋）	深ダンプ車	市の中間処理施設（選別）
茶色ガラス				
その他ガラス				
飲料用紙製容器	牛乳パック	紙ひもで束ねる	パッカー車	民間事業者 に委託
段ボール製容器	段ボール	紙ひもで束ねる		
その他の紙製容器包装	雑がみ （その他の紙類）	分別収集指定袋 （透明ポリ袋）		
ペットボトル	ペットボトル	分別収集指定袋 （透明ポリ袋）	パッカー車	
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック類			

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、次の取り組みを実施する。

- ① 分別収集の実施にあたっては、市民の理解と協力が不可欠であるため、分別の区分と出し方に従って適正に排出されるよう、引き続いて広報紙及び出前講座等により啓発活動を行う。
- ② 市民からのごみの排出やごみ収集が円滑にできるように、自治会が設置及び整備する集積場に対し、支援を継続して行う。
- ③ ごみの処理方法や再資源化について理解と関心を深めてもらうため、学校の廃棄物処理施設の見学会を行い、環境にやさしい生活や3R（排出抑制、再使用、再資源化）推進の啓発活動を行う。

安来市第10期分別収集計画
(令和5年度～令和9年度)

発行／安来市市民生活部環境政策課

TEL (0854) 23-3100

FAX (0854) 23-3188